報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専 決処分したので、これを報告する。

専決処分第6号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年7月26日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成24年7月3日午前9時50分頃、幕別町本町97番地、北洋銀行幕別支店 駐車場において、用務終了後、駐車場から出るため公用車を後方発進した際、 誤って後方に駐車中の相手方車両前部に公用車車両の右側後部が接触し、損傷 を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相 殺計算した額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 161,391円

3 損害賠償及び和解の相手方中川郡幕別町本町 97 番地株式会社北洋銀行幕別支店 支店長 二瓶 文彰

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費及び代車費用とし、双方とも これ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。